

事務連絡
令和8年1月21日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に関するQ&A（第1版）」
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和7年度補正予算に基づく介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業について、「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について」（令和7年12月25日付け老発1225第3号厚生労働省老健局長通知）においてお示ししたところ、別添のとおり、「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に関するQ&A（第1版）」を送付します。

併せて、本事業の実施につきまして、下記厚生労働省コールセンターにおいて、介護サービス事業所等からの問合せ対応を行います。

以上、御了知の上、管下事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

- 介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター
電話番号：050-3733-0222（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

問9 「厚生労働省がケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステム」とは、どのシステムのことか。

(答)

「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたシステムを指す。

令和8年1月21日現在、カナミッククラウドサービス(株式会社カナミックネットワーク)、ケアプランデータ連携サービス(株式会社富士通四国インフォテック)及び「でん伝虫」データ連携サービス(株式会社コンダクト)が該当しているが、最新の認定状況については、ホームページ(※)にてご確認されたい。

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_44833.html

【実施要綱6(1)①、6(2)①及び6(3)について】

問10 医療・介護サービスどちらも提供している訪問看護ステーションについて、医療分野の賃上げ支援補助金と本補助金の双方を申請することは可能ということか。

(答)

貴見のとおり。

問11 「介護従事者」の対象範囲如何。

(答)

対象は介護現場で働く幅広い職種(※)を指す。

※ 介護職、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員(看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師等)、精神保健福祉士、介護支援専門員、計画作成担当者、社会福祉士、生活相談員・支援相談員、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、調理員、その他の事務職等が想定される。

問12 地域包括支援センターは本補助金の対象になるか。

(答)

当該センターの設置者が、介護予防支援事業者として指定を受けている場合、補助金の対象となる。